

## 次世代法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること  
によって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動  
計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和 5年 4月 1日～令和 8年 3月31日までの3年間

### 2. 内 容

目標1：計画期間内に育児休業の取得率を次の水準とする以上にする。  
男性職員・・・取得率を50%以上にする

#### <対策>

令和5年4月～ 専業主婦の夫でも育児休業を取得できることを周知、啓発し、  
業務体制の見直しも含めて利用しやすい環境づくりを推進する。  
管理職を対象とした研修を実施する。

目標2：計画期間内に所定外労働を削減するため、各部署の業務の見直しを  
図る。

#### <対策>

令和5年4月～ どのような理由により、どの程度の残業が発生しているか  
実態を把握する。  
所定外労働を削減するための推進活動を行う。